

大阪府指定出資法人における役職員の採用等に関するガイドライン

本ガイドラインは、指定出資法人（大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例に規定する法人を定める規則第1条及び第2条で定める法人をいう。以下「法人」という。）の役員選任及び職員採用における手続の公平性・透明性を向上させ、もって適正な法人運営を確保することを目的とする。

（役職員の採用等に関する基本的な考え方）

1. 法人の役職員には、広く業務にふさわしい人材を求め、それぞれの職務に最適な人材を充てるものとする。

（役員を選任）

2. 役員数については、法令等の定めに基づき適正な法人運営を確保するために必要な数にとどめ、その時々々の事業内容等に応じて増減する。
3. 役員（無報酬又は日払い報酬の非常勤、あて職及び府派遣職員を除く。）の選任に際して、次の各号に該当する場合は、公募手続を行うものとする。
 - （1）府の管理職の職員であった者若しくは府の勤続期間が20年以上の職員であった者（離職後10年を経過し、又は年齢が70年を超える者を除く。）又は府の管理職の職員若しくは府の勤続期間が20年以上である職員（以下「府退職者等」という。）を対象とする場合（第8項第1号又は第2号に該当する場合を除く。）
 - （2）府退職者等を対象とした公募手続により役員に就任した者を選任の対象とする場合（第8項第3号に該当する場合を除く。）
4. 前項の公募手続を行うにあたっては、募集対象の役員の職務内容、期待する能力、応募資格、受付期間、選考方法、任期・報酬等を具体的に開示する。また、府退職者等が選考に際して有利となるような募集要件をつけないものとする。なお、募集要件については、大阪府指定出資法人評価等審議会（以下「審議会」という。）に報告するものとする。
5. 第3項の公募手続を行うにあたっては、受付期間を1カ月以上とするとともに、府法人所管部局を通じて報道発表を行うものとする。また、必要に応じて就職支援会社等を活用するものとする。
6. 第3項の公募手続を行うにあたっては、選考委員会を設置するものとする。当該委員会の選考委員には、業界に通じかつ独立性を有する外部有識者（以下「外部有識者」という。）を選任するとともに、団体業務の円滑な遂行の観点から、団体固有役職員をできる限り選任するものとする。なお、選考委員会の構成については、府関係者（府派遣職員の役職員、府退職者等の役職員及びあて職役員を含む。）が全選考委員の半数を下回るものとする。
7. 第3項の公募手続により役員を選任を行った場合、選任後は、速やかに選考の経過及び理由を公表するものとする。

8. 次の各号のいずれかに該当する場合は、第3項の公募手続を行わずに役員を選任することができる。

(1) 公募により選任することが困難であることについて合理的な理由があり、当該法人の事務又は事業を実施する上で府の管理職の職員であった者又は府の勤続期間が20年以上の職員であった者（離職後10年を経過し、又は年齢が70年を超える者を除く。）（以下「府退職者」という。）を役員に就任させる職（ポスト）を定める必要があり、定めた職（ポスト）に府退職者を就任させる場合で、府が同意しているとき。

(2) 次のいずれかに該当する場合で、府が同意しているとき。

ア 公募を実施した結果、応募がない場合であって、府退職者等を役員に就任させる必要があることについて客観的に合理的な理由がある場合

イ 役員の欠員その他緊急やむを得ない事情により専ら当該法人の事業経営を支援するため府退職者等を暫定的に就任させる必要がある場合

(3) 第3項の公募手続により役員に就任した者を次のア及びイの手続により引き続き同一の職（ポスト）の役員に選任する場合（当該選任は2回までに限る。）で府が同意しているとき。

ア 複数の外部有識者（当該法人の役職員等及び府関係者を除く。）において、選任の対象とする役員のこれまでの実績及び選任の理由等について、確認を実施する。

イ 当該役員を選任した後、速やかに選任の手続及び理由等を公表する。

9. 前項第1号に該当する場合のうち府退職者を役員に就任させる職（ポスト）を定めることについては、審議会に意見を聴くものとする。また、同号に該当する場合のうち定めた職（ポスト）に府退職者を就任させること若しくは同号の職（ポスト）を定める必要がなくなった場合又は第2号又は第3号に該当する場合は、審議会に報告するものとする。

（役員報酬額等）

10. 役員の報酬額その他の事項は、大阪府指定出資法人の人事、報酬等に関する取扱要領の規定に基づくものとする。

（職員の採用）

11. 職員の採用は、公募手続等、公平・公正な手続により選考するものとし、募集期間については、特別の事情がある場合を除き、2週間以上とする。なお、採用に際して、府退職者等も対象とする場合は、公共職業安定所（ハローワーク）の職業紹介事業や公募手続等により募集するものとする。

（その他）

12. 本ガイドラインにおける「公募手続」は、法人のホームページに募集情報を掲載し、かつ府ホームページに募集情報一覧を掲載し、法人のホームページにリンクすることを要件とする。

13. 府退職者等が法人に応募するに際しては、大阪府職員基本条例の手続を経るものとする。

14. 監事又は監査役については、原則として公認会計士等や法人業務に通暁した者を外部から登用するものとする。

附 則

(施行期日)

平成 26 年 2 月 27 日施行とする。ただし、第 12 項のみ平成 26 年 4 月 1 日実施とする。

附 則

本ガイドラインは、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本ガイドラインは、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本ガイドラインは、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. 本ガイドラインは、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2. 改正後の本ガイドライン第 8 項及び第 9 項の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に就任する役員を対象とする場合に適用することとし、同日前に就任する役員を対象とする場合は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1. 本ガイドラインは、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2. 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間において改正前の本ガイドライン（以下「旧ガイドライン」という。）第 8 項第 1 号の事項について旧ガイドライン第 9 項の規定による審議会の意見を聴いた役員に関する改正後の本ガイドライン（以下「新ガイドライン」という。）第 8 項第 1 号に該当する場合のうち、府退職者を役員に就任させる職（ポスト）を定めることについての新ガイドライン第 9 項の規定の適用については、審議会の意見を聴いたものとみなす。